

リウマチ対策の方向性等

平成23年8月31日付
健康局疾病対策課長通知
都道府県等、関係学会、関係団体あて発出

第1 趣 旨

関節リウマチ（以下「リウマチ」という）は、聞き慣れた病名ではあるが、その病因・病態は未だ十分に解明されたとはいえず、効果的な対症療法はあるものの、根治的な治療法が確立されていない。

かつては、リウマチの症状は継続的に悪化し、患者によっては、強い疼痛や変形・拘縮などによる上下肢の機能障害などによってQOL（生活の質）の低下が生じていた。

しかし、近年、リウマチの早期診断・早期治療が可能となり、メトトレキサート（MTX）や生物学的製剤等の治療薬の効果的な選択により、リウマチの診療は飛躍的な進展を遂げている。特に新規にリウマチを発症した患者においては、早期から積極的な治療を開始することで、リウマチによる関節破壊の完全な阻止を期待できる治療方法が確立されつつある。

本方向性等は、このような認識の下、厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ・アレルギー対策委員会により平成23年8月にとりまとめられた「リウマチ・アレルギー対策委員会報告書」を踏まえ、国、地方公共団体及び関係団体等におけるリウマチ対策が戦略的に推進されることを促そうとするものである。

第2 基本的方向性

1 当面のリウマチ対策の目標

平成17年の通知「リウマチ対策の方向性等」を踏まえた研究開発の推進や普及啓発等により、リウマチの早期診断手法が確立されたこと、生物学的製剤の効果的な選択による寛解導入方法が見出されつつあることなど、著しく改善された事項も多いものの、治療方法の変革等により新たに生じた課題も残されている。

最終的なリウマチ対策の目標は、リウマチに関する予防法や根治的治療法を確立するとともに、各地域の医療体制の実情に応じた連携体制を整備することにより、国民の安心・安全な生活の実現を図ることにあるが、当面の目標としては、以前は不治の病とされていたリウマチを「寛解導入が可能な疾患」にすることを目指す。このため、最新の知見に基づいた診療ガイドラインの改訂等による不断の診療水準

の向上や失われた関節機能を改善させることを目的とした医療の提供、リウマチに係る適切な医療情報を得られる様な体制の構築を目的とした情報提供・相談体制の確保、関節の破壊を阻止するための治療方法の確立や関節破壊に伴う日常生活の活動性の低下の改善を目的とした研究開発及び医薬品等開発の推進に取り組むことが重要である。

2 取り組むべき施策の柱

平成17年に通知した「リウマチ対策の方向性等」に引き続き、国、地方公共団体及び関係団体などが適切な役割分担の下、(1) 医療提供等の確保、(2) 情報提供・相談体制の確保、(3) 研究開発等の推進に取り組むべき施策として実施の柱に据えることが必要であり、それぞれについて以下の方向性で取り組んでいく。

(1) 医療提供等の確保

リウマチの治療法については、早期からのメトトレキサートの使用に加えて、不応例に対しては生物学的製剤を積極的に導入することにより、関節破壊の進展を阻止させる治療方法が確立しつつある。患者等に身近なかかりつけ医を中心としながら、症状の安定時にはかかりつけ医により、重症難治例や著しい増悪時等には専門医療機関により、適切な対応がなされるよう、かかりつけ医と専門医療機関の円滑な連携による医療提供の確保を図る。

また、最新の知見に基づいた診療ガイドラインの改訂等による不断の診療水準の向上、専門的な医学情報の普及、リウマチ診療に精通した人材の育成を進めることにより、診療レベルの均てん化を図る。

(2) 情報提供・相談体制の確保

国及び地方公共団体は、患者を取り巻く生活環境等の改善を図るため、患者を含む国民全体に対する情報提供体制や相談体制の確保のための対策を講じ、国民がリウマチに係る適切な医療情報を得られる様な体制の構築を目指す。

(3) 研究開発等の推進

リウマチ対策研究の基本的方向性としては、関節の破壊を阻止するための治療方法の確立に重点を置くとともに、関節破壊に伴う日常生活の活動性の低下を改善させるための有効な治療法の開発を推進する。なお、長期的視点に立ち、リウマチの予防法と根治的な治療法の開発を進め、最終的にはリウマチの克服を目指す。

3 国と地方公共団体との役割分担と連携

目標が達成されるためには、国と地方公共団体、関係団体等における役割分担及び連携が重要となる。国と地方公共団体の役割分担については、リウマチの特性及

び医療制度の趣旨等を考慮すれば、基本的には、都道府県は、適切な医療体制の確保を図るとともに、市町村と連携しつつ地域において正しい情報の普及啓発を行うことが必要である。一方、国は地方公共団体が適切な施策を進めることができるよう、先進的な研究を実施し、その成果を普及する等の必要な技術的支援を行う必要がある。

このような国と地方公共団体における役割分担の下、国は患者団体、日本医師会、日本リウマチ学会、日本整形外科学会、日本小児科学会、日本リウマチ財団等関係団体と連携してリウマチ対策を推進していく。

第3 今後のリウマチ対策

第2の2における取り組むべき施策の柱については、国と地方公共団体の役割分担を明らかにしつつ、以下のとおり実施していく。

1 医療提供等の確保

(1) 国の役割

○ 診療ガイドラインの普及

国は、日本医師会や関係学会等と連携して、リウマチ医療を提供する医療機関が、適切な治療法の選択や薬剤投与による副作用の早期発見等の適切な医療が実施できるよう、発症初期のリウマチの診断及び治療を含めたリウマチ診療に対する最新の知見を整理した診療ガイドラインの改訂及びその普及を図る必要がある。

○ 人材の育成

国においては、日本医師会等の医療関係団体や日本リウマチ学会等の関係学会等と連携して、診療ガイドラインの普及を図るなど、急速に変遷しつつあるリウマチの診断及び治療に関する啓発活動を積極的に行う。これに加え、診療ガイドラインに基づいた、リウマチの診療における必要な疾患自体の知識、適切な治療方法及びその考え方、外来診療における留意事項等のかかりつけ医が習得しておくべき基本的診療技術を明確にするとともに、リウマチ診療に必要な基本的知識・技術を持つかかりつけ医の育成に努める。さらに、リウマチ診療に精通した人材の育成を図るため、国は関係団体等に対し以下のとおり協力を依頼する。

- ① 日本医師会において実施している医師の生涯教育において、リウマチに係る教育の一層の充実
- ② 保健師、看護師、薬剤師、理学療法士等もリウマチ患者に適切に対応できるよう、各種研修における教育の一層の充実

- ③ リウマチ診療の質の向上及び都道府県間におけるリウマチ専門の医師の偏在の是正を図るため、関係学会においてリウマチ専門の医師が適切に育成されること
- ④ リウマチ診療はほぼ全臓器に関わる診療となるため総合的なリウマチ専門の医師の存在が重要と考えられることから、関係学会において、総合的なリウマチ専門医の育成についての検討

○ 専門情報の提供

リウマチに関する研究成果等を踏まえた専門的な医学情報については、国は関係学会等と協力して必要な情報提供を適宜行うこととする。

(2) 地方公共団体の役割

○ 診療ガイドライン等の普及、適切な地域医療の確保

都道府県においては、国の取組や医療計画等を活用して、地域におけるリウマチに関する医療体制の確保を図ることが求められる。また、適切な地域医療の確保の観点から、地域保健医療対策協議会等の場を通じ、関係機関との連携を図る必要がある。また、リウマチはほぼ全身の臓器に係わる疾患であることから、専門医療機関等を支援できる集学的な診療体制を有している病院を都道府県に1箇所程度確保するというような医療連携体制が考えられる。加えて、小児リウマチの医療体制についても、必要に応じて、周辺都道府県と連携してその確保に努める必要がある。

○ 地域におけるリハビリテーション体制の確保

地方公共団体においては、機能障害の回復や機能低下の阻止のためのリハビリテーションを行うことができる環境の確保を図る。その際、市町村においては、健康増進法に基づく機能訓練や介護保険制度に基づく介護予防サービス事業の活用等も考慮し、地域におけるリハビリテーション体制の確保に留意する。あわせて、在宅療養を支援するための難病患者等居宅生活支援事業の活用を図ることも重要である。

2 情報提供・相談体制の確保

(1) 国の役割

○ ホームページ等による情報提供

ホームページやパンフレット等を活用して、最新の研究成果を含む疾病情報や診療情報等を都道府県等や医療従事者等に対して提供する。また、免疫アレルギー疾患等予防・治療研究推進事業において実施されるリウマチ・アレルギーシンポジウムにより、リウマチに関する上記の情報を国民に広く啓発し、国民がリウマチに対する正しい知識を得るための機会を確保することに努め、専門的な診療

を必要とする患者が専門医療機関に確実に受診できるよう支援していく。

○ 相談体制の確保

国は、地域ごとの相談レベルに格差が生じないように、全国共通の相談員養成研修プログラムを作成し、「リウマチ・アレルギー相談員養成研修会」の内容に関する充実を引き続き図るものとする。

(2) 地方公共団体の役割

○ リウマチに係る情報提供

地方公共団体においては、国等の発信する情報やリウマチ・アレルギー特別対策事業を活用するほか、それぞれの地域医師会等の協力を得ながら医療機関等に関する情報を住民に対して提供することが望ましい。

○ 相談体制の確保

都道府県内において体系的なリウマチ相談体制を構築するため、一般的な健康相談等は市町村において実施し、その支援の一環としての相談・支援、医療機関情報の提供等については保健所において実施する等を検討し実行することが望ましい。

3 研究開発等の推進

○ 効果的かつ効率的な研究推進体制の構築

国は、研究企画・実施・評価体制の構築に際し、明確な目標設定、適切な研究評価等を行うことにより、リウマチに関する研究をより戦略的に実施し、得られた成果がより効果的に臨床に応用されるよう研究を推進する。

○ 研究目標の明確化

当面成果を達成すべき研究分野としては、今後よりリウマチ診療の医療の均てん化や医療水準の向上に資するような研究成果が得られるよう、特にリウマチを早期診断し、関節破壊が生じる前に寛解導入療法を積極的に開始する治療方法及び治療戦略の確立や、すでに関節破壊が進行した場合の関節機能の改善方法に関して重点的に研究を推進していく。長期的目標としては、病因・病態（免疫システム等）に関する更なる研究を進めてリウマチの克服を目指す。

○ 医薬品等の開発促進等

欧米程度の医療水準が確保されるよう、新薬開発の促進が図られていく必要がある。また、安全性・有効性を確保しつつ、適切な外国データがあればそれらも活用しながら、医薬品の薬事法上の承認に当たって適切に対応していく必要がある。また、優れた医薬品がより早く患者の元に届くよう治験環境の確保に努めるとともに、有害事象を的確に把握できるよう収集された副作用データベースの活用方法を検討する必要がある。

4 その他

○ 施策のフォローアップ

国においては、適宜、有識者の意見等を聞きつつ、国が実施する重要な施策の実施状況等について評価し、また、地方自治体の実施する施策を把握することにより、よりの確かつ総合的なリウマチ対策を講じていくこと。

地方公共団体においても国の施策を踏まえ、国や関係団体等との連携を図り、施策を効果的に実施するとともに、主要な施策について政策評価を行うことが望ましい。

○ 方向性等の見直し

国は、「リウマチ対策の方向性等」について、概ね5年を目途に再検討を加え、必要があると認められるときは、これを変更するものとする。